

新型コロナウイルス 感染拡大防止にご協力をお願いします

感染力が強い変異株にも基本的な感染症対策が有効です。引き続き、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。



問い合わせ 健康センター ☎ 23-2191

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな困難に直面した方への生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を給付します。

対象 次のいずれかに該当する世帯

① 住民税非課税世帯：基準日(令和3年12月10日)において青梅市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く)

② 家計急変世帯：新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

☆家計急変世帯とは
令和3年度分の住民税均等割が課税されている世帯のうち、新型コロナウイルス

細書等)の写し等必要書類を添えて郵送で新型コロナウイルス感染症対策給付金担当へ

※詳細は市ホームページ参照

その他
▽配偶者等からの暴力を理由に住民票を移せない方や児童福祉法等の措置により施設へ入所している方等で住民税が非課税の方は対象となる場合がありますのでご相談ください。

▽世帯員の中で、未申告の方がいる場合は確認書が送付されませんので、お早めに申告をお願いします。

▽電話による自身や世帯全員が非課税かどうかの問い合わせには回答できません。本人確認書類をお持ちのうえ、市民税課までお越しください。

問い合わせ
▽給付金について：青梅市新型コロナウイルス感染症対策給付金担当
▽申告について：市民税課市民税係

書類を添えて郵送で新型コロナウイルス感染症対策給付金担当へ

※詳細は市ホームページ参照

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付による支援を受けた方等を対象として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。(令和4年1月から対象者が拡大されました)

対象者 申請時に次の①～⑨のすべてに該当する方

① 次のいずれかに該当する方

▽都道府県社会福祉協議会の実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた方で、自立支援金の申請日の属する月の前月までに、当該再貸付の最終借入金が到来している方(再貸付が終了している方)

▽都道府県社会福祉協議会の実施する緊急小口資金の特例貸付を受けた方で、自立支援金の申請日の属する月の前月までに、当該再貸付の最終借入金が到来している方(総合支援資金(初回)の貸付が終了している方)

▽令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、都道府県社会福祉協議会の実施する緊急小口資金の特例貸付における緊急小口資金および総合支援資金(初回)の貸付を受けた方で、当該貸付の最終借入月である方(総合支援資金(初回)の貸付が最終借入月の方)

② 申請日の属する月において、その属する世帯の主たる生計維持者の申請日以前に不決定となった方

▽都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関へ相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、当該

④ 申請日において、申請者および申請者と同じの世帯に属する者の所有する預貯金の合計額が下表の預貯金額以下である方

⑤ 次のいずれかに該当する方

▽公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職を目指し、次の(1)～(3)のすべての求職活動を行っている方

(1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 月2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での職業相談等を受けること。

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募等を行うか面接を受けること。

▽生活保護を申請し、当該申請にかかる処分が行われていない状態の方

⑥ 職業訓練受講給付金を申請者および申請者と同じの世帯に属する者が現に受給していない方

⑦ 生活保護を申請者および申請者と同じの世帯に属する者が現に受給していない方

⑧ 偽りその他不正な手段

により再貸付の申請を行っていない方

⑨ 申請者および申請者と同じの世帯に属する者のいずれかが暴力団員ではない方

支給額(月額) 6万円(単身世帯)、8万円(2人世帯)、10万円(3人以上世帯)

支給期間 3か月間

支給方法 申請者の指定した口座へ直接振り込み

※申請方法等の詳細は、市ホームページ(記事ID:35644)をご覧ください。

申請期限 3月31日(消印)

※来庁の際は事前に電話で予約してください。

問い合わせ 青梅市生活自立支援窓口 ☎ 23-5888

表 収入基準額計算表

| 世帯人数 | 収入基準額 | 預貯金額 |
|------|----------|------------|
| 1人 | 137,700円 | 504,000円 |
| 2人 | 194,000円 | 780,000円 |
| 3人 | 241,800円 | 1,000,000円 |
| 4人 | 283,800円 | |
| 5人 | 324,800円 | |

新型コロナウイルスワクチン 3回目追加接種のお知らせ

現在、2回目の接種完了から8か月目を迎える前月に一定の区切りを設け、接種券を順次送付しています。2月以降、国からのワクチン供給状況や接種体制が整いし、国の方針に基づき8か月目より前倒して接種を実施します。

2月の接種スケジュール

| 会場 | 曜日 | 時間 | 接種予定数 / 1日 | 合計 (1か月) |
|----------------------|-------|------------|------------|----------|
| 福祉センター | 土曜日 | 午前10時～午後3時 | 245回 | 12,260回 |
| | 日曜日 | 午前10時～午後6時 | 420回 | |
| 住友金属鉱山アリーナ青梅 (総合体育館) | 水～日曜日 | 午前10時～午後6時 | 480回 | |

※予約方法は接種券同封の案内をご覧ください。
令和3年12月27日時点の情報です。今後、国の方針やワクチンの供給状況等により内容が変更になる場合があります。最新の情報は、市ホームページ(記事ID:30597)をご覧ください。

問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種担当 ☎ 0120-840-085 (青梅市コールセンター)

市内在住の医療従事者の方、高齢者施設入所者・従事者の方へ2回目の接種完了から6か月経過後、3回目の追加接種を受けることができます。前倒して接種券の送付を希望する方は、市コールセンターへご連絡ください。接種は、勤務先または市の集団接種会場で受けてください。

1月の日曜納付窓口
日時 23日(日) 午前9時～午後4時
問い合わせ 収納課収納管理係

1月の納期限(1月31日)
▷市・都民税…4期▷国民健康保険税…7期▷後期高齢者医療保険料…7期▷介護保険料…7期

次号の発行は2月1日です

市役所・市主催事業等へお出かけの際は、マスクの着用、体温の測定、手指の消毒、ボールペンのご持参にご協力ください。体調がすぐれない場合は、ご遠慮ください。

